

議案第 58 号

小田原市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例及び小田原市地区計画形態意匠条例の一部を改正する条例

[改正理由]

久野地区地区計画が定められたことに伴い、その区域内における地区整備計画に則した建築物の用途等の制限並びに建築物及び工作物の形態意匠の制限に関し必要な事項を定めるため改正する。

[内 容]

- 1 小田原市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部改正
(改正条例第 1 条関係)

- (1) 適用区域 (別表第 1 関係)

小田原市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の適用区域に次の区域を加えることとする。

名 称	区 域
久野地区地区整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された小田原都市計画地区計画久野地区地区計画において地区整備計画が定められた区域

- (2) 建築物の用途の制限 (別表第 2 関係)

久野地区地区整備計画区域内においては、次に掲げる建築物は、建築してはならないこととする。

計画地区	建築物の種類
A 地区	(1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、場外勝舟投票券発売所その他これらに類するもの (2) 商業地域内に建築してはならない建築物

- (3) 壁面の位置の制限 (別表第 4 関係)

久野地区地区整備計画区域内における建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、地区整備計画の計画図に定める 1 号壁面境界線から 5.0 メートル以上かつ当該計画図に定める 2 号壁面境界線から 2.5 メ

メートル以上とすることとする。

(4) 建築物の高さの最高限度（別表第5関係）

久野地区地区整備計画区域のうちA地区内における建築物の高さの最高限度は、地盤面から22.5メートルとすることとする。

2 小田原市地区計画形態意匠条例の一部改正（改正条例第2条関係）

小田原市地区計画形態意匠条例の適用区域に次の区域を加えることとする。

（別表関係）

名 称	区 域
久野地区地区計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された小田原都市計画地区計画久野地区地区計画において地区整備計画が定められた区域

[適用]

公布の日